

2002 年通商法に基づく事前申告ルール（プロポーズド・ルール）の概要

平成 15 年 7 月 22 日

1. 正式には米国時間 7 月 23 日付けの **Federal Register** で発表される予定。
2. 日本からの輸出との関連で注目される航空貨物の事前申告のタイムフレームは、米国到着の 4 時間前とされており、荷主にとって今年一月に提示された素案（**Strawman Proposal**）より大幅に対応し易いタイムフレームに変更されている。

3. 事前申告のタイムフレーム

輸送モード	輸入	輸出
船舶（Vessel）	<ul style="list-style-type: none"> • 現行 24 時間ルールと殆ど変更なし • AMS による申請 	<ul style="list-style-type: none"> • 出港の 24 時間前申告 • 輸出管理規制該当品で国務省または商務省から許可を受けた貨物については 72 時間前申告：下記 6. 参照 • AES による申告
鉄道（Rail Road）	<ul style="list-style-type: none"> • 米国国境到着の 2 時間前申告 • Rail AMS による申告 	<ul style="list-style-type: none"> • カナダ・メキシコ行き列車に機関車（Locomotive）が接続される 4 時間前申告 • AES による申告
航空（Air Carriers）	<ul style="list-style-type: none"> • 赤道以北の米州国からの輸出については、離陸時点（at Wheels up）で申告 • それ以外の航空貨物は、米国到着の 4 時間前申告 • Air AMS による申告 	<ul style="list-style-type: none"> • 出発の 2 時間前申告 • AES による申告
自動車（Motor Carriers）	<ul style="list-style-type: none"> • 米国到着の 30 分～1 時間前申告 * 下記 4. 参照 	<ul style="list-style-type: none"> • 国境地点へ到着する 1 時間前申告 • AES による申告

4. 申告システムについて

申告は電子申告が義務つけられる。輸入については AMS（Automated Manifest System）、輸出については AES（Automated Export System）を利

用するが、新システム ACE (Automated Commercial Environment) の稼動後は統合される。

事務局注：ACE については下記 URL を参照されたい。

<http://www.jmcti.org/C-TPAT/vol.1/1-49files/ACE.pdf>

自動車 (Motor Carriers) による輸入申告について、そもそも AMS が利用されてこなかったため、以下の現行システムを利用する。

- FAST(Free And Secure Trade)System
- PAPS(Pre-Arrival Processing System)
- BRASS(Border Release Advanced Screening System)
- CAFES(Customs Automated Forums Entry System)

これらは、いずれも企業の社内コンプライアンス・プログラムの整備と連携されており、それによって事前申告のタイム・フレームが異なってくる。

トラック AMS は、最初にリリースされる ACE モジュールとなっている。

5. 申告はキャリアまたは仲介者 (Intermediaries) が行う。荷主から直接申告することはできない。現行申告システムでは、荷主から直接データを受け取る仕組みになっていないからである。申告内容は、Identification、原産地、仕向地、貨物の説明、荷主 (Shipper) 及び荷受人 (Consignee) の名前と住所など。

6. AES (Automated Export System)

輸出申告は AES を利用して行うこととされている。商務省 Census Bureau は、Munitions List あるいは CCL (Commerce Control List) など輸出規制該当品で国務省あるいは商務省から許可を得た輸出について AES 利用を義務つけるためのファイナルルールを 7 月 17 日付け Federal Register で発表した。同ファイナルルールでは、事後 (出発後 10 日以内) の輸出申告を認めるオプション 4 が規定されている。産業界はこのオプション 4 を支持しているものの、Munitions List / CCL 該当品の輸出申告においてオプション 4 が認められるのは極めて限られた荷主になるものと考えられる。いずれにせよ、事後申告を認めるオプション 4 は事前申告ルールと矛盾するものであるが、商務省 Census Bureau、国土安全保障省 CBP のいずれもこの矛盾について公式にコメントしていない。

以上

本件問合せ先

日本機械輸出組合 部会業務グループ 橋本

電話：03-3431-9800 hashimoto@jmcti.or.jp